



1 方針

- ・新規感染者数は依然人口10万人当たり200人を超えて高止まりしており、また、年度末の人流増加やオミクロン株の派生型（BA.2）による感染再拡大が懸念されるため、県民・事業者等に対して、感染防止対策の継続と早期の3回目のワクチン接種を呼びかける。
- ・施設等での感染拡大防止のため、入所者等のワクチンの早期接種及び職員等の検査の徹底を図る。
- ・抗体療法や経口治療薬の投与、宿泊療養施設内に設置した臨時医療施設の運用など、引き続き医療提供体制の確保を図る。

2 当面の対応（県民・事業者への主な要請内容等）

○期間：令和4年3月22日（火）～当面の間

		まん防重点措置（3月21日まで）	解除後の対応（3月22日以降）
県民への要請	外出	<ul style="list-style-type: none"> ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出自粛 ・特に高齢者や基礎疾患のある人は慎重に行動 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染リスクの高い場所への外出や、感染リスクの高い行動は避ける ・特に高齢者や基礎疾患のある人は慎重に行動
	県境を跨ぐ移動	<ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の県境をまたぐ移動は極力控える 	
	「密」の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・「1密」であっても回避、特に室内の換気を徹底 	（継続）
	家庭における感染対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・重症化リスクの高い方がいる家庭での不織布マスクの着用、別室での食事 ・体調に変化がある場合の出勤・登校の自粛、受診 	（継続）
	歌唱やカラオケの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・不織布マスクの着用、定期的な換気、設備の消毒等の感染防止対策の一層の徹底 	（継続）
	飲食店の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・なるべく家族や日頃行動を共にする少人数に限り、短時間 ・同一テーブルでの利用は4人以内 ・黙食 ・会話時は不織布マスクを着用 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用は少人数・短時間で ・認証店の利用推奨 ・会食中も、会話時は不織布マスクを着用

事業者等への要請	飲食店への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・時短、酒類提供停止 ・同一テーブル4人まで ・業種別ガイドラインの遵守や、ふじのくに認証制度に則った対策を講じる等、基本的な感染防止対策の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・換気、座席間の距離の確保等、業種別ガイドラインの遵守や、ふじのくに認証制度に則った感染防止対策の徹底
	イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> ①感染防止計画を策定した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・収容定員まで（上限2万人） ②上記以外 <ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人 ・収容率50%（大声あり） 100%（大声なし） のいずれか小さい方	<ul style="list-style-type: none"> ①感染防止計画を策定した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・収容定員まで可（上限なし） ②上記以外 <ul style="list-style-type: none"> ・人数上限5,000人もしくは収容率50%のいずれか大きい方 ・収容率50%（大声あり） 100%（大声なし） のいずれか小さい方
	高齢者施設	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守などによる感染対策の徹底 ・オンライン面会、動線の分離等 	（継続）
	保育所・認定こども園等	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守などによる感染対策の徹底 ・可能な範囲で子どものマスク着用を推奨 	（継続）
	出勤の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤者数の削減目標を設定した上での在宅勤務の実施、時差出勤等、人との接触を低減する取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務、時差出勤等、人との接触を低減する取組の実施
県の取組	医療提供体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・入院治療期間の短縮による病床の有効活用 ・受入医療機関の負担軽減のため抗体療法及び経口治療薬の投与 ・宿泊療養施設（9施設）の運用継続 ・県内3か所の宿泊療養施設内に設置した臨時医療施設における経口治療薬の投与体制の整備 ・高齢者施設の入所者・従事者のワクチンの早期接種、全ての接種対象者への接種の加速 ・濃厚接触者の待機期間短縮による社会機能維持 	左記に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所、幼稚園、小学校等の低年齢児の保育・教育に携わる方へのワクチン接種の推奨 ・陽性者の早期発見のため市町を通じ福祉施設等へ抗原定性簡易キットを配布
	地域観光支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置期間は停止 	解除後、県民に限定して速やかに実施 <ul style="list-style-type: none"> ・公表：3月18日（金） ・予約：3月25日（金）～ ・実施：4月1日（金）～28日（木）

